

令和7年門審第28号

裁 決  
瀬渡船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和6年11月12日03時30分  
鹿児島県沖ノ島北岸
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 瀬渡船A  
総 ト ン 数 16トン  
登 録 長 14.88メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 682キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成6年9月に進水した、最大とう載人員が旅客37人及び船員3人のFRP製小型兼用船で、船体中央部に前部客室及び後部客室を、両客室間に一段高い操舵室をそれぞれ配し、同室前部中央右舷寄りに舵輪、左舷側にレーダー及びGPSプロッター、右舷側に機関操縦レバーを備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、瀬渡しの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年11月12日03時00分鹿児島県串木野港を発し、同県上甕島に向かった。

a受審人は、いずれも6海里レンジでノースアップ表示としたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、舵輪後方の背もたれのある操縦席に腰を掛け、左手で舵輪を、右手で機関操縦レバーを持って操船に当たり、03時14分半少し過ぎ薩摩沖ノ島灯台（以下「沖ノ島灯台」という。）から112度（真方位、以下同じ。）2.7海里の地点で、針路を沖ノ島北方沖合に向く295度に定め、10.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

03時27分僅か前a受審人は、沖ノ島灯台から102度1,070メートルの地点に達したとき、海上が穏やかで、周囲に他船を認めなかったことから気が緩み、眠気を催したが、これまで航行中に居眠りしたことがなかったので、居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢を続けて僅かに左舵がとられた状態で居眠りに陥り、左転を開始した。

こうして、a受審人は、緩やかに左転しながら沖ノ島北岸に向かって続航し、03時30分沖ノ島灯台から032度150メートルの地

点において、Aは、船首が284度を向いたとき、原速力のまま、同島北岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷船首部船底外板に破口を伴う擦過傷、両舷推進器翼に曲損等を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、串木野港西方沖合において、上甕島に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、僅かに左舵がとられた状態で緩やかに左転しながら沖ノ島北岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、串木野港西方沖合において、上甕島に向けて航行中、海上が穏やかで、周囲に他船を認めなかったことから気が緩み、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、これまで航行中に居眠りしたことがなかったので、居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、僅かに左舵がとられた状態で居眠りに陥り、緩やかに左転しながら沖ノ島北岸に向かって進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月4日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二